

(別紙 3－9 きんめだい (南インド洋漁業協定海域))

第 1 水産資源

水産資源の名称 きんめだい (南インド洋漁業協定海域)

水産資源の定義 きんめだいのうち、南インド洋漁業協定第 3 条に規定する区域において漁獲されるものをいう。

第 2 資源管理の目標

南インド洋漁業協定締約国会議 (以下この別紙において「S I O F A」という。) での合意等に従い、資源の長期的な保存及び持続的な利用を確保できる資源水準の値とする。

第 3 漁獲シナリオ

S I O F A で決定されている保存管理措置において定められた漁獲シナリオとする。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

S I O F A で決定されている保存管理措置を実施するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第 1 項の協定の締結を促進する。

第5 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。